

## 4. 公園等

## [2] 園路

## 整備の基本的考え方

公園等の出入口と園内の施設や空間を結ぶ園路は、人々の円滑な移動に不可欠であり、敷地の形状に合わせて最適な方法で整備を行い、主たる園路は高齢者や障害者に配慮した構造の園路とする。

## 整備基準

公園等の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。

- イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ平坦とすること。
- ロ 幅は、120cm以上とすること。
- ハ こう配は、4% (地形の状況等によりやむを得ない場合にあつては8.5%)以下とすること。
- ニ こう配が3%以上である場合にあつては、踏幅が150cm以上の踊場を設けて当該部が50mを超えて連続しないようにすること。
- ホ 排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたを設けること。
- ヘ 段を設ける場合においては、建築物[3] 階段の項に定める構造に準じた構造とするとともに、[1]出入口の項二に定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。
- ト 誘導用ブロックを適切に敷設すること。

## さらに望ましい基準

- ・ 幅は180cm以上とすること。

## ○解説

※120cm以上：幅員120cmは人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※通行に支障のない溝ぶた：車いすの車輪や杖の先が落ち込まない構造の溝ぶた。(道路[1]歩道等の項参考解説図73頁参照)

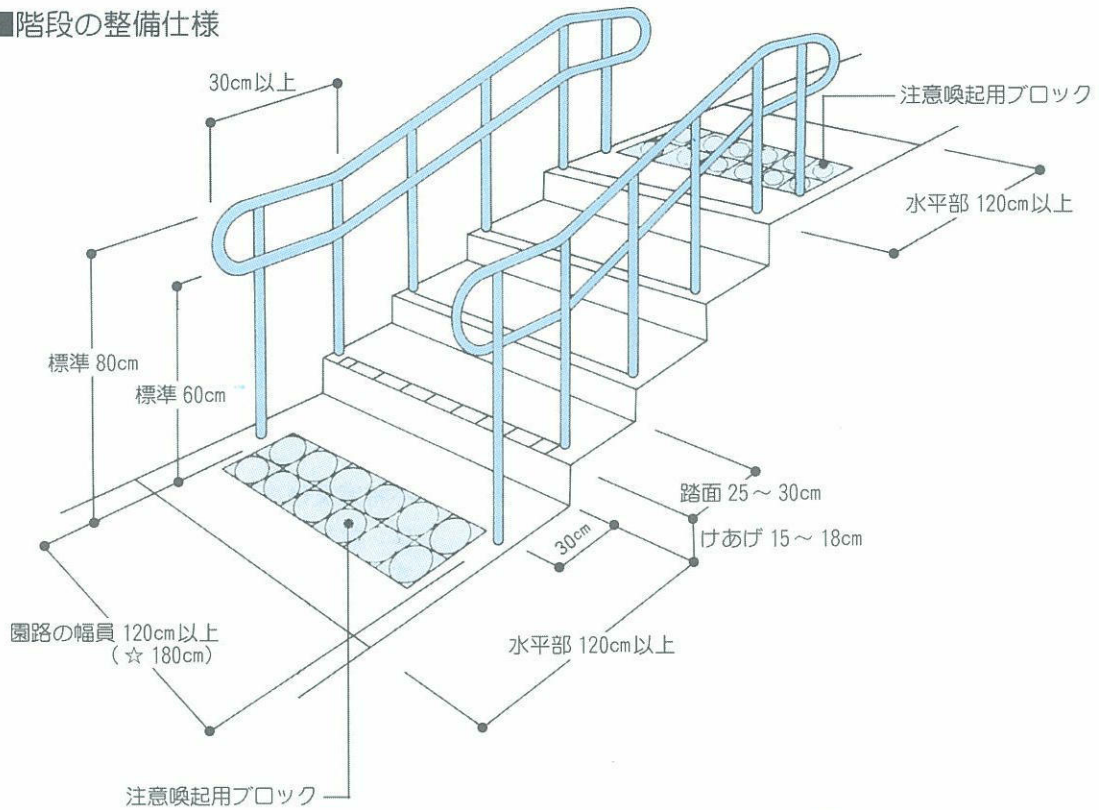
※誘導用ブロック：周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。(道路[1]歩道等の項参考解説図73頁参照)

## ○配慮事項

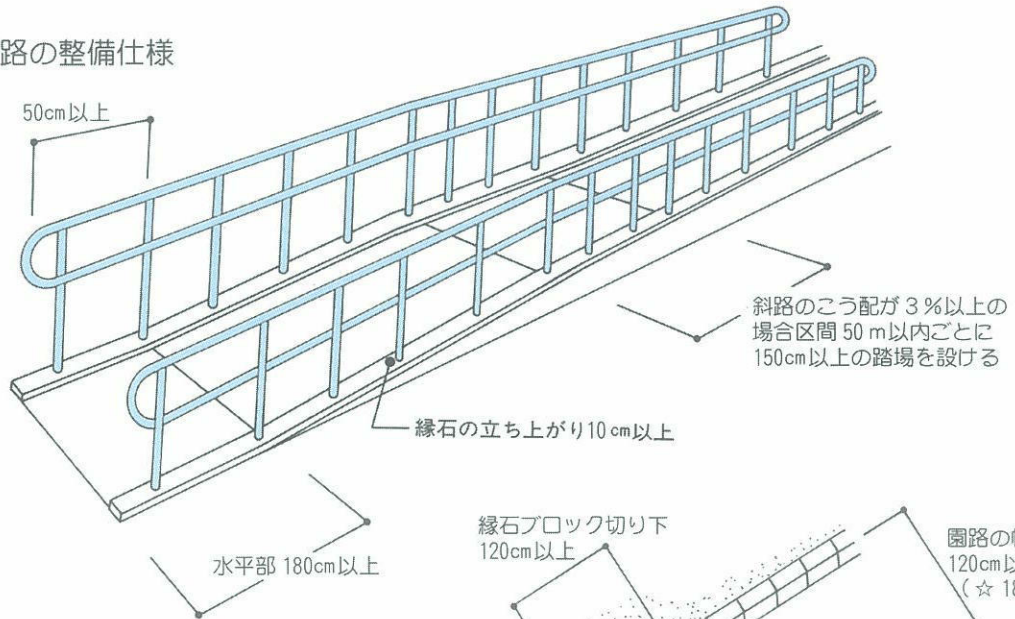
- ・ 園路の曲がり角は、車いすでも通行しやすいよう曲線や隅切りを設けること。
- ・ 園路は舗装し砂利敷きを避けること。

参考解説図

■階段の整備仕様



■斜路の整備仕様



■園路の整備仕様

